事業者が嘘を告げたり
事実を隠したりする行為は、
法律や東京都消費生活条例
で禁止されています。

おかしいな？と思ったら
勇気を出して
消費生活センターへ
相談することが新たな被害者を
増やさないことにもつながります！

高齢者や家族からの相談先

高齢者被害 110 番

☎ 03-3235-3366

ヘルパー、ケアマネジャー、
民生委員等、高齢者の身近に
いる方からの相談先

高齢消費者
見守りホットライン

☎ 03-3235-1334

受付時間

月曜～土曜・午前９時～午後５時

（日曜・祝日・年末年始はお休みです）

東京くらしWEB　検索

東京都消費生活総合センター

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

令和８年度

東京都からのお知らせ

高齢者と高齢者を見守る皆様へ

悪質商法の手口は中面に

消費者ホットライン

188（局番なし）
お近くの消費生活相談窓口につながります

東京都消費生活総合センター

03-3235-3366

こちらのシールをはがして使ってください。
冷蔵庫など目立つ場所に貼っておきましょう！

こんな言葉に要注意！

今だけ…
あなただけ…
特別に…

甘い誘惑

と言われたら気をつけて!!

困ったとき
おかしいと思ったとき

消費生活センターに すぐ相談！

消費者ホットライン
188（局番なし）

東京都消費生活総合センター
03-3235-3366

悪質商法の手口を 漫画でご紹介！

最終確認画面はしっかりチェック

POINT

インターネット通販では、1回だけ注文するつもりでも、初期設定で定期購入にチェックが入っていることがあります。注文を確定する前に、最終確認画面で、定期購入や不要なオプションにチェックが入っていないか確認しましょう。

検針票を見せて契約トラブル

POINT

突然訪問した事業者に検針票を見せると、記載された情報をもとに電力契約の切り替えやウォーターサーバーなど、他の勧誘につながるおそれがあります。「安くなる」と言われても、すぐに決めず、一度持ち帰って家族や周りの人に相談しましょう。

イラスト：佐藤正明